令和８年（フ）第４６７号
鹿児島県日置市伊集院町下谷口1423番地　市営八久保住宅３号棟104
債務者　田平　　勝
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４８４号
鹿児島市下荒田２丁目36番20号　アビターレ下荒田Ⅱ　403号
債務者　富永　幸三
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第７９号
北海道小樽市入船１丁目２番８号　入船コーポ202号室
債務者　福士みどり
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第１５７号
宮城県加美郡色麻町四竈字大坊35番地１
債務者　早坂　江美（旧姓　永沼）
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第５０号
秋田県大仙市戸地谷字川前166番地
債務者　森元　友子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　秋田地方裁判所大曲支部

令和８年（フ）第１４３号
茨城県取手市青柳354番地２　キャッスル取手304号
債務者　畠山　飛鳥
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第５２８号
新潟市東区逢谷内１丁目４番４号
債務者　小林　春子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８６号
石川県加賀市田尻町クの60番地の１
債務者　大元　真愛
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第３０４号
福井市開発２丁目610番地５
債務者　久司　里美
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３０５号
福井県越前市粟田部町15―53―３、住民票上の住所福井県越前市広瀬町第102号115番地
債務者　直井かおり
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１７号
長野県松本市桐３丁目２番10―２号　桐ひまわりハウスＢ207
債務者　見尾谷　彩（旧姓砂田）
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２１９号
長野県松本市南原２丁目22番７号　コーポ・ウラノ102
債務者　百瀬　秀幸
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１２９号
岐阜県大垣市島里２丁目106番地１　サニーファイブＤ　101、前住所岐阜県大垣市内原２丁目139番地１
債務者　高比良光記
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１３０号
岐阜県大垣市島里２丁目106番地１　サニーファイブＤ　101、前住所岐阜県大垣市内原２丁目139番地１
債務者　高比良　彩
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１８３号
滋賀県蒲生郡日野町松尾121　救護施設ひのたに園、住民票上の住所滋賀県彦根市後三条町352番地１（107号）
債務者　黒川　直樹
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１１６２号
京都市山科区西野山射庭ノ上町247番地１　サンローラン新十条504、前住所京都市山科区西野山欠ノ上町87番地19
債務者　香水　靖香
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２４９号
京都市山科区東野中井ノ上町７番地73　カワナカマンション２―Ｃ号
債務者　福本　美幸
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係